

役員報酬等に関する規定

(趣 旨)

第一条 この規定は、社会福祉法人友愛会（以下「本会」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第二条 この規定において、役員とは理事、監事をいう。

(報酬等の支払)

第三条 継続かつ定期的に就業する役員には、個人の役割り、職務内容、勤務形態を総合的に勘案し、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員には常態として勤務が必要時に支給する。
- (2) 非常勤役員については、報酬は支給しないこととするが別途特別業務に携わった場合下記の報酬を支給する。

- ・ 医師として、理事長が法人及び施設運営のため、利用者及び職員に対して医療的な治療、感染予防対策、労働安全衛生に係わる指導、管理業務を行なった場合。

月額報酬 100,000 円

- ・ 税理士として、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合。

年額報酬 50,000 円

総額 1,300,000 円を上限とする。

(報酬等の支給方法)

第四条 役員に対する報酬等の支給時期は次の通りとする。

- ・ 月額支給の場合、給与支給日とする。
- ・ 年額支給の場合、通常総会后支給とする。

(出張旅費)

第五条 理事、監事、評議員が職務のため出張した時は、別に定める「旅費規程」に基づき旅費を支給する。

(公 表)

第六条 本会は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする

(改 廃)

第七条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行なう。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。